



第 74 期 定 時 株 主 総 会

招 集 ご 通 知

開催日時

2026年 3 月 30 日(月)午後 1 時30分
(受付開始 : 午後0時30分)

開催場所

栃木県鹿沼市下日向700番地
当社本社R&Dセンター「RD1」センターコート

目 次

招集ご通知
株主総会参考書類
株主総会会場ご案内図

株式会社ナカニシ

証券コード7716

証券コード 7716
2026年3月13日

株 主 各 位

栃木県鹿沼市下日向700番地
株式会社ナカニシ
代表取締役社長執行役員 中西 英一

第74期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第74期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.nakanishi-inc.jp/ir/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「ナカニシ」又は「コード」に当社証券コード「7716」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧閲覧/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）



なお、当日のご出席に代えて、インターネット等又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年3月27日（金曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年3月30日（月曜日）午後1時30分（受付開始：午後0時30分）
2. 場 所 栃木県鹿沼市下日向700番地
当社本社R&Dセンター「RD1」センターコート

3. 会議の目的事項

報告事項

1. 第74期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第74期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬内容の改定の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権についてのご案内）

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
 - ◎電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。したがって当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
 - ・事業報告の「新株予約権等の状況」、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2026年3月30日（月曜日）
午後1時30分（受付開始:午後0時30分）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年3月27日（金曜日）
午後5時到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年3月27日（金曜日）
午後5時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

○○○○○○○

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、3、4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を
反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

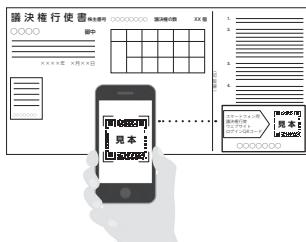
書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使として取り扱いたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱いたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

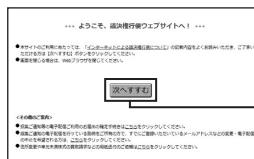
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

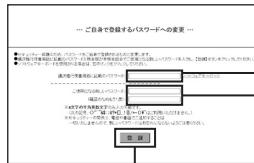
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)

(受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

事業報告

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、アメリカでは緩やかな成長が続いているものの、物価高や政策の不透明さの影響により、企業や消費者の景気に対する不安が強まっています。ヨーロッパにおいても回復傾向は見られるものの、ドイツやフランスなど主要国の低迷、地政学的リスク、政策の不透明さが成長の足かせとなっています。

一方、国内経済は設備投資が堅調に推移しているものの、個人消費は弱く、物価高の影響により停滞が続いています。

このような事業環境の中、売上高については4つの事業すべて増収となりました。また、利益面については、EBITDA、営業利益、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益はいずれも減益となりました。

この結果、当社グループの当連結会計年度の売上高は、81,179,143千円（前期比5.4%増）、EBITDAは、19,899,423千円（前期比2.7%減）、営業利益は、14,089,536千円（前期比3.5%減）、経常利益は、16,933,969千円（前期比2.0%減）、親会社株主に帰属する当期純損失は、2,398,213千円（前期は8,577,872千円の純利益）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

(歯科事業)

歯科事業の売上高については、国内、北米及びアジアで減収となったものの、欧州において増収となり、前期に比べて増収となりました。利益面については、セグメントEBITDA及びセグメント営業利益ともに前期に比べて減益となりました。

この結果、売上高は、48,197,285千円（前期比3.6%増）、セグメントEBITDAは、19,238,663千円（前期比0.5%減）、セグメント営業利益は、16,852,762千円（前期比1.3%減）となりました。

(DCI事業)

DCI事業の売上高については、DSO (Dental Service Organization) への販売が一服したものの、前期に比べて増収となりました。利益面については、セグメントEBITDA及びセグメント営業利益ともに、前期に比べて減益となりました。

この結果、売上高は20,538,007千円（前期比5.6%増）、セグメントEBITDAは1,866,563千円（前期比23.7%減）、セグメント営業損失は490,483千円（前期は90,106千円の利益）となりました。

(外科事業)

外科事業の売上高については、国内、北米、欧州及びアジアの全ての地域で、前期に比べて増収となりました。利益面についても、セグメントEBITDA及びセグメント営業利益ともに、前期に比べて増益となりました。

この結果、売上高は、5,537,559千円（前期比28.1%増）、セグメントEBITDAは、2,837,091千円（前期比19.2%増）、セグメント営業利益は、2,667,290千円（前期比18.5%増）となりました。

(機工事業)

機工事業の売上高については、国内及び欧州で減収となったものの、北米及びアジアで増収となり、前期に比べて増収となりました。利益面については、セグメントEBITDA及びセグメント営業利益ともに、前期に比べて減益となりました。

この結果、売上高は、6,906,290千円（前期比2.5%増）、セグメントEBITDAは、1,180,483千円（前期比17.7%減）、セグメント営業利益は、817,321千円（前期比1.0%減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は5,302百万円で、その主なものは次のとおりであります。

イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備

建物及び構築物	新工場、構内外構工事	1,709百万円
機械装置	生産用設備	464百万円
工具、器具及び備品	金型、検査装置、備品他	221百万円

□. 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失
該当する事項はありません。

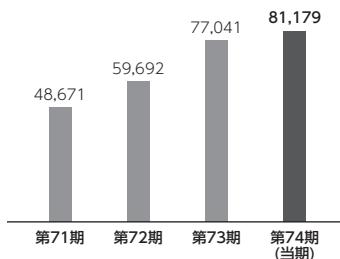
③ 資金調達の状況
該当する事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

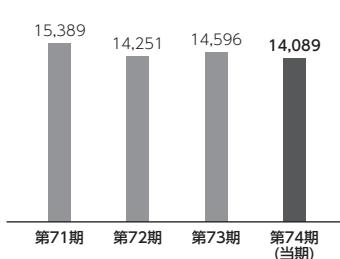
区 分	第71期 (2022年12月期)	第72期 (2023年12月期)	第73期 (2024年12月期)	第74期 (当連結会計年度) (2025年12月期)
売上高 (百万円)	48,671	59,692	77,041	81,179
営業利益 (百万円)	15,389	14,251	14,596	14,089
経常利益 (百万円)	17,646	17,193	17,283	16,933
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△) (百万円)	12,471	22,799	8,577	△2,398
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	145.48	267.62	101.37	△28.70
総資産 (百万円)	102,636	140,768	158,299	160,155
純資産 (百万円)	91,022	113,164	121,199	114,074

注：第73期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第72期については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映しております。

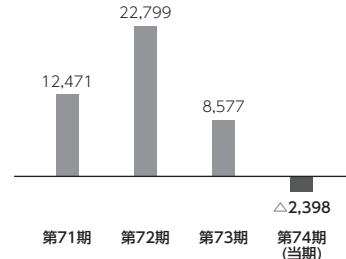
売上高 (百万円)



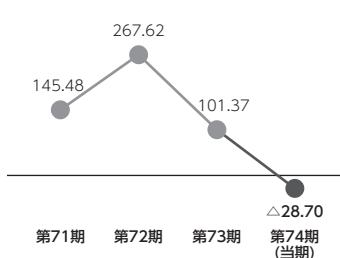
営業利益 (百万円)



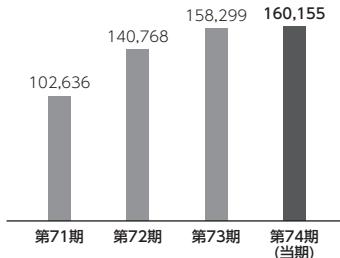
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



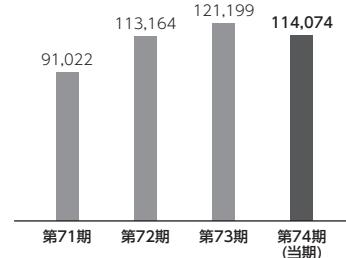
1株当たり当期純利益 (円)



総資産 (百万円)



純資産 (百万円)



(3) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
NSK-AMERICA CORP.	千ドル 3,594	100%	歯科事業・外科事業・機工事業
NSK EUROPE GmbH	千ユーロ 25	100% (100%)	歯科事業・外科事業
NSK EURO HOLDINGS S.A.	千ユーロ 56	100%	歯科事業・外科事業を営む会社への資本参加
NSK FRANCE S.A.S.	千ユーロ 1,945	100% (70%)	歯科事業
Nakanishi Jaeger GmbH	千ユーロ 25	100%	機工事業
上海弩速克国際貿易有限公司	千元 128,749	100%	歯科事業・外科事業
DCI International, LLC	千ドル 5,771	100% (100%)	DCI事業

注：議決権比率の（ ）内の数値は、間接保有による議決権比率であります。

② 企業結合の成果

連結子会社は、上記重要な子会社7社を含めた17社であります。

(4) 対処すべき課題

(1) 長期ビジョン

当社は、創業100周年を迎える2030年に向け、グローバル市場において、革新的「削るテクノロジー」による新製品を次々と生み出し、全世界の人々の健康寿命の延伸に大きく貢献できるONLY ONEの医療機器メーカーになることを目指しています。

当社の長期ビジョンにおける事業展開のキーワードは、「超高齢化」です。超高齢社会において、「健康寿命の延伸」が最重要課題であり、その解は「歯の健康」と「体の健康」にあります。また、超高齢化により「労働人口の減少」が、日本、欧州、中国などの経済成長のボトルネックになりつつあり、その解の一つは「工場の自動化」にあると考えています。

これらの社会ニーズに対して、ナカニシの“革新的「削るテクノロジー」”により、革新的な新製品とサービスを生み出し、大きく社会に貢献し、企業価値を高めてまいります。

(2) 中期経営計画 NV2030

当社グループは、長期ビジョンに基づき、持続的な成長を実現するために、2025年より中期経営計画NV2030（2025年～2030年）をスタートさせております。NV2030では、以下の重点施策を推進しています。

1. 歯科事業

- ・ 歯科用ハンドピース等の主力製品におけるブランド力及び販売力の一層の強化
- ・ OEM及びDSOビジネスの拡大を通じた、安定的かつ継続的な収益の確保
- ・ 予防歯科・訪問診療関連製品等の拡充による、製品ラインアップの強化
- ・ 新興国市場における価格競争を見据えた、コスト競争力を意識した製品展開
- ・ グローバルアフターサービス体制の強化による、顧客満足度向上

2. DCI事業

- ・ 競争力のある製品ラインアップの拡充
- ・ DSOを含む販売チャネルの多様化を通じた、市場プレゼンスの向上
- ・ 歯科用ハンドピースとのバンドル販売相乗効果の最大化

3. 外科事業

- ・ 既存製品の改良及び新製品投入を通じた、競争力のある製品群の構築
- ・ 国内及び北米市場を中心とした販売体制の強化
- ・ 外部経営資源の活用（提携・M&A等）も視野に入れた事業拡大

4.機工事業

- ・精密・微細加工分野に特化した、高付加価値スピンドル製品の開発・販売強化
- ・既存製品の更新及び用途拡張による、安定的な事業基盤の維持
- ・欧州を中心としたグローバル展開の推進と、グループ内技術・販売シナジーの創出

また、当社グループでは、当中期経営計画において2027年及び2030年を目標年次として、売上高、EBITDA、収益性及び資本効率等を重要な経営指標として位置付けております。

具体的には、

2027年を目標として、連結売上高880億円～950億円、EBITDA220億円～250億円

2030年を目標として、連結売上高1,000億円～1,200億円、EBITDA250億円～330億円

を目指しております。

さらに、資本効率の観点からROE12%を目標水準とし、株主還元については総還元性向70%を基本方針としております。加えて、事業環境の変化に柔軟に対応するため、手元流動性比率については概ね8カ月程度を目安とした財務運営を行ってまいります。

(5) 主要な事業内容 (2025年12月31日現在)

歯科医療用機器・外科医療用機器の開発・製造・販売
一般産業用機器の開発・製造・販売

(6) 主要な事業所 (2025年12月31日現在)

名	称	所	在	地	
本	社	工	場	栃木県鹿沼市	
A	1	工	場	栃木県鹿沼市	
東	京	事	務	所	東京都台東区
大	阪	事	務	所	大阪市北区

(7) 使用人の状況 (2025年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
歯科事業	991 (188) 名	3名減 (12名減)
D C I 事業	412 (-)	23名増 (-)
機工事業	227 (28)	13名減 (1名減)
外科事業	186 (38)	39名増 (11名増)
全社 (共通)	388 (16)	22名減 (3名増)
合計	2,204 (270)	24名増 (1名増)

注1：使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

注2：全社（共通）として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門等に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,107 (270) 名	7名増 (1名増)	41.0歳	11.8年

注：使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社足利銀行	7,562,000千円
株式会社三菱UFJ銀行	7,399,000千円
株式会社三井住友銀行	5,667,000千円
株式会社みずほ銀行	5,165,000千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2025年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 375,000,000株
- ② 発行済株式の総数 93,418,200株
- ③ 株主数 10,120名
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
ナカニシ E & N 株式会社	4,530千株	5.5%
中西千代	4,362千株	5.3%
公益財団法人 NSK ナカニシ財団	3,721千株	4.5%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	3,250千株	3.9%
株式会社 オフィス ナカニシ	3,120千株	3.8%
THE CHASE MANHATTAN BANK. N.A. LONDON SECS LENDING OMNIBUS ACCOUNT	2,953千株	3.6%
中西英一	2,802千株	3.4%
中西賢介	2,774千株	3.3%
株式会社 足利銀行	2,265千株	2.7%
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140042	2,257千株	2.7%

注1：当社は、自己株式を10,373,418株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

注2：持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当期中に職務執行の対価として役員に交付した株式の状況

当社の中長期的な企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、取締役（社外取締役を除く）に対し、譲渡制限付株式を付与しております。当期においては取締役1名に対し、職務執行の対価として1,900株交付しております。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の氏名等 (2025年12月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長執行役員	中 西 英 一	NSK EURO HOLDINGS S.A. 代表取締役社長
代表取締役副社長執行役員	中 西 賢 介	NSK EURO HOLDINGS S.A. 取締役
取締役専務執行役員	鈴 木 正 孝	サージカル事業、歯科東アジア・オセアニア営業担当
取 締 役	野 長 瀬 裕 二	摂南大学経済学部 教授 摂南大学地域総合研究所 所長 株式会社川金ホールディングス 社外取締役 一般社団法人首都圏産業活性化協会 会長
取 締 役	荒 木 由 季 子	TOYO TIRE株式会社 社外取締役 公立大学法人国際教養大学 理事 (非常勤) インテグリティカルチャー株式会社 社外取締役
取 締 役	汐 見 千 佳	富士フィルター工業株式会社 代表取締役社長 日本液体清澄化技術工業会 理事 株式会社Fast Beauty 社外取締役
監 査 役 (常 勤)	播 田 仁	
監 査 役	澤 田 雄 二	宇都宮中央法律事務所 所長 滝沢ハム株式会社 社外監査役 株式会社カワチ薬品 社外監査役
監 査 役	馬 来 義 弘	

注1：取締役 野長瀬裕二、荒木由季子及び汐見千佳の3氏は、社外取締役であります。

注2：監査役 澤田雄二及び馬來義弘の両氏は、社外監査役であります。

注3：当社は、野長瀬裕二、荒木由季子、汐見千佳、澤田雄二及び馬來義弘の5氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

注4：監査役 澤田雄二氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、各社外取締役及び各社外監査役との間で責任限定契約を締結しております。当該契約による損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は取締役及び監査役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である役員がその職務の執行に関し、責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。保険料は全額会社が負担しております。故意または重過失に起因する損害賠償請求は当該保険により補填されません。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2023年2月9日の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の決定方針を決議しております。取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

監査役の報酬は、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりです。

<基本方針>

当社の取締役（社外取締役を除く）の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、株主利益を鑑みた報酬体系とする。個々の取締役の報酬決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針し、固定報酬、業績連動報酬及び非金銭報酬により構成する。また、社外取締役の報酬は、業務執行から独立した立場であることから、固定報酬のみとする。

1. 固定報酬に関する方針

固定報酬は、各取締役の職責や執行の状況及び会社の業績等を総合的に勘案して決定する。

2. 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬は、各取締役の職責に応じた目標の執行状況（業績指標）に基づき決定する。業

績指標は売上高、EBITDA、ROEとする。

3.非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬は、株式報酬型ストックオプション及び譲渡制限付株式報酬で構成し、付与数は役位、職責等に基づき決定する。

4.報酬等の割合に関する方針

報酬等の割合については、企業価値の持続的な向上に寄与するために、最も適切な支給割合となることを方針とする。

5.報酬等の付与時期や条件に関する方針

各方針に基づき、固定報酬は毎月支給し、業績連動報酬は年1回支給する。株式報酬型ストックオプション及び譲渡制限付株式報酬は年1回付与する。

6.報酬等の決定の委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容は、指名・報酬委員会が審議を行い、その答申を得たうえで取締役会から委任を受けた代表取締役社長執行役員が決定する。

□. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	320,286 (19,690)	215,327 (19,690)	72,215 (-)	32,743 (-)	6 (3)
監査役 (うち社外監査役)	15,174 (10,674)	15,174 (10,674)	- (-)	- (-)	4 (3)
合 計	335,461	230,502	72,215	32,743	10

注1：取締役の報酬限度額は、2007年3月28日開催の第55期定時株主総会において年額500,000千円以内（ただし、使用人給分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名です。また、2010年3月30日開催の第58期定時株主総会において、上記報酬限度額内にて取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬として新株予約権を発行することにつき決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は3名です。また、2023年3月30日開催の第71期定時株主総会において、上記報酬限度額内にて取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬として譲渡制限付株式を付与することにつき決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は3名です。

注2：監査役の報酬限度額は、2017年3月30日開催の第65期定時株主総会において年額40,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

注3：業績連動報酬は、各取締役の職責に応じた目標の執行状況（業績指標）に基づき決定しており、業績指

標は売上高、EBITDA、ROEとしております。当該指標を選択した理由は、当社の持続的な成長及び企業価値の向上のために重要な指標であると考えているためです。当連結会計年度の実績は売上高81,179百万円、EBITDAは19,899百万円、ROEは△2.0%です。

注4：非金銭報酬等の内容は、株式報酬型ストックオプション及び譲渡制限付株式報酬であります。金額欄には当事業年度において会計上の費用として計上された金額を記載しております。

注5：取締役会は、代表取締役社長執行役員中西英一氏に対し、株主総会にて決議された金額の範囲内における各取締役の報酬額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の成果や活動状況を適切に把握、判断するには代表取締役社長執行役員が最も適していると判断したためです。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬委員会がその妥当性について確認しております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当該他の法人等との関係

- ・取締役 野長瀬裕二氏は、摂南大学経済学部の教授、摂南大学地域総合研究所の所長、株式会社川金ホールディングスの社外取締役及び一般社団法人首都圏産業活性化協会の会長を兼務しております。なお、当社とこれらの法人との間に特別の関係はありません。
- ・取締役 荒木由季子氏は、TOYO TIRE株式会社の社外取締役、公立大学法人国際教養大学の理事（非常勤）及びインテグリカルチャー株式会社の社外取締役を兼務しております。なお、当社とこれらの法人との間に特別の関係はありません。
- ・取締役 汐見千佳氏は、富士フィルター工業株式会社の代表取締役社長、日本液体清澄化技術工業会の理事及び株式会社Fast Beautyの社外取締役を兼務しております。なお、当社とこれらの法人との間に特別の関係はありません。
- ・監査役 澤田雄二氏は、宇都宮中央法律事務所の所長、滝沢ハム株式会社の社外監査役及び株式会社カワチ薬品の社外監査役を兼務しております。なお、当社とこれらの法人との間に特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

ア. 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（9回開催）		監査役会（6回開催）	
	出席回数	出席率 %	出席回数	出席率 %
取締役 野長瀬 裕 二	9	100	—	—
取締役 荒 木 由季子	9	100	—	—
取締役 汐 見 千 佳	9	100	—	—
監査役 播 田 仁	7	87	4	100
監査役 澤 田 雄 二	9	100	6	100
監査役 馬 来 義 弘	9	100	6	100

注1：取締役会については、このほかに書面決議を1回行っております。

注2：監査役 播田仁氏は、2025年3月21日就任以降に開催された取締役会8回中7回及び監査役会4回すべてに出席いたしました。

イ. 活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

- ・取締役 野長瀬裕二氏は、学者として企業活動についての研究を専門としていることから、企業経営に関し高い見識を有しており、取締役会において経営全般に対する発言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
- ・取締役 荒木由季子氏は、長年にわたり行政に携わった豊富な経験と、サステナビリティ等に関する幅広い知見を有しており、取締役会において経営全般に対する発言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
- ・取締役 汐見千佳氏は、グローバルに事業を展開するメーカーの経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、取締役会において経営全般に対する発言を行っております。
- ・監査役 播田仁氏は、当社における要職を務めた経験と内部統制及びコンプライアンスに関する豊富な知見を活かし、取締役会及び監査役会において、経営全般に対する発言を行っております。
- ・監査役 澤田雄二氏は、弁護士としての専門的見地から、取締役会及び監査役会において、適宜適切な発言を行っております。
- ・監査役 馬來義弘氏は、公益法人において要職を歴任した豊富な経験と幅広い知見を活かし、取締役会及び監査役会において、適宜適切な発言を行っております。

(3) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

② 当事業年度に係る報酬等の額

当社の当事業年度に係る会計監査人に支払うべき報酬等の額は、以下のとおりであります。

	支 払 額
1. 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額	42,262千円
2. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	－千円
3. 会社及び子会社が支払うべき金銭等の合計額	42,262千円

注1：当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておりませんので、1.の金額には、これらの合計額を記載しております。

注2：監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

該当する事項はありません。

⑤ 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人による当社の子会社の計算書類監査の状況
当社の重要な子会社のうち5社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

連結貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	102,409,148	流 動 負 債	29,902,520
現金及び預金	61,317,878	買掛金	3,324,495
受取手形	37,674	短期借入金	7,774,134
売掛金	10,045,924	1年内返済予定の長期借入金	7,814,001
有価証券	1,480,475	未払法人税等	3,382,793
商品及び製品	13,656,202	賞与引当金	611,216
仕掛品	5,324,165	その他の引当金	56,775
原材料及び貯蔵品	6,585,292	その他	6,939,103
その他	4,078,374	固 定 負 債	16,178,502
貸倒引当金	△ 116,839	長期借入金	11,184,650
固 定 資 産	57,746,315	退職給付に係る負債	201,116
有 形 固 定 資 産	26,862,343	繰延税金負債	4,279,811
建物及び構築物	26,795,751	その他	512,924
機械装置及び運搬具	12,216,007	負 債 合 計	46,081,022
工具、器具及び備品	8,437,524	純 資 産 の 部	
土地	2,886,477	株 主 資 本	98,554,289
建設仮勘定	1,186,659	資 本 金	867,948
減価償却累計額	△ 24,660,076	資 本 剰 余 金	2,586,421
無 形 固 定 資 産	21,276,467	利 益 剰 余 金	110,046,166
ソフトウェア	641,678	自 己 株 式	△ 14,946,246
ソフトウェア仮勘定	670,256	その他の包括利益累計額	15,124,168
のれん	5,391,037	その他有価証券評価差額金	1,910,302
顧客関連資産	7,771,482	為替換算調整勘定	13,213,865
その他	6,802,012	新 株 予 約 権	395,983
投 資 其 他 の 資 産	9,607,504	純 資 産 合 計	114,074,441
投資有価証券	4,959,641	負 債 純 資 産 合 計	160,155,463
関係会社株式	287,984		
保険積立金	680,283		
退職給付に係る資産	380,075		
繰延税金資産	898,383		
その他	2,461,844		
貸倒引当金	△ 60,707		
資 産 合 計	160,155,463		

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結損益計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売 上 高		81,179,143
売 上 原 価		35,118,887
売 上 総 利 益		46,060,255
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		31,970,719
営 業 利 益		14,089,536
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	979,114	
受 取 配 当 金	521,966	
受 補 助 金	10,000	
為 替 差 益	1,517,100	
雑 収 入	56,508	3,084,690
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	199,173	
支 払 手 数 料	3,025	
雑 損 失	38,057	240,256
特 別 利 益		16,933,969
固 定 資 産 売 却 益	3,557	
訴 訟 損 失 引 当 金 戻 入 額	164,920	168,477
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	1,136	
固 定 資 産 除 却 損	30,329	
減 損 損 失	13,774,907	
固 定 資 産 解 体 費 用	17,452	13,823,825
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		3,278,621
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	5,525,882	
過 年 度 法 人 税 等	1,164,705	
法 人 税 等 調 整 額	△ 1,013,753	5,676,835
当 期 純 損 失		△ 2,398,213
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失		△ 2,398,213

貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	59,745,353	流動負債	21,779,461
現金及び預金	21,460,295	買掛金	739,348
受取手形	37,674	短期借入金	7,000,000
売掛金	13,724,590	1年内返済予定長期借入金	7,804,000
有価証券	1,480,475	未払金	1,456,010
商品及び製品	4,889,552	未払費用	668,473
仕掛品	5,324,165	未払法人税等	3,100,446
材料及び貯蔵品	5,550,346	賞与引当金	611,216
関係会社短期貸付金	6,046,757	前受金	198,176
前払費用	42,652	預り金	145,013
前払消費税等	402,995	その他の引当金	56,775
未収消費税	810,908	固定負債	11,174,045
その他の貸倒引当金	282,137	長期借入金	10,989,000
	△ 307,200	その他	185,045
固定資産	55,894,544	負債合計	32,953,507
有形固定資産	20,373,909	(純資産の部)	
建物	14,760,727	株主資本	80,380,104
構築物	838,971	資本金	867,948
機械及び装置	2,292,697	資本剰余金	2,586,657
車両運搬具	16,301	資本準備金	1,163,548
工具、器具及び備品	586,302	その他資本剰余金	1,423,108
土地	1,499,797	利益剰余金	91,871,744
建設仮勘定	379,112	利益準備金	65,300
無形固定資産	922,469	その他利益剰余金	91,806,444
ソフトウェア	442,320	別途積立金	74,090,000
ソフトウェア仮勘定	476,005	繰越利益剰余金	17,716,444
その他	4,142	自己株式	△ 14,946,246
投資その他の資産	34,598,165	評価・換算差額等	1,910,302
投資有価証券	4,958,710	その他有価証券評価差額金	1,910,302
関係会社株式	25,811,305	新株予約権	395,983
出資	1,047	純資産合計	82,686,391
関係会社長期貸付金	1,174,056	負債純資産合計	115,639,898
保険積立金	551,385		
繰延税金資産	1,677,602		
長期前払費用	18,512		
前払年金費用	380,034		
その他の貸倒引当金	82,960		
	△ 57,450		
資産合計	115,639,898		

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

損益計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	41,996,411
売上原価	18,740,671
売上総利益	23,255,739
販売費及び一般管理費	9,690,622
営業利益	13,565,117
営業外収益	
受取利息	404,800
有価証券利息	34,474
受取配当金	1,443,927
為替差益	1,189,069
補助金収入	12,670
雑収入	133,606
営業外費用	
支払利息	160,034
支払手数料	3,025
貸倒繰入金	22,500
雑損失	10,493
経常利益	16,587,612
特別利益	
固定資産売却益	1,190
訴訟損失引当金戻入額	164,920
特別損失	
固定資産除却損	6,257
固定資産減損損失	8,053
固定資産解体費用	17,452
税引前当期純利益	16,721,959
法人税、住民税及び事業税	4,541,125
過年度法人税等	1,164,705
法人税等調整額	29,710
当期純利益	10,986,418

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年3月4日

株式会社ナカニシ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 須山 誠一郎
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 飯田 圭一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ナカニシの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ナカニシ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2026年3月4日

株式会社ナカニシ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 須山 誠一郎
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 飯田 圭一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ナカニシの2025年1月1日から2025年12月31日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第74期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年3月4日

株式会社ナカニシ 監査役会

社外監査役(常勤) 播田 仁 ㊟

社外監査役 澤田 雄二 ㊟

社外監査役 馬来 義弘 ㊟

以上

第1号議案

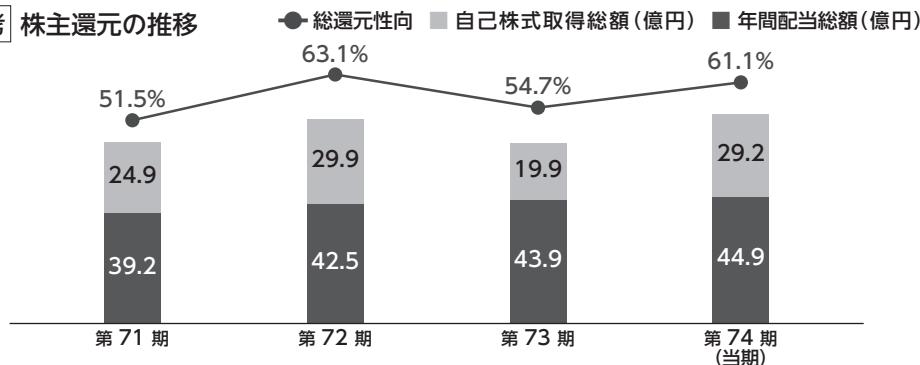
剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつと位置付けております。事業基盤の強化や成長領域への投資を適正かつ積極的に推進しつつ、株主様への利益還元をバランスよく行うことを基本方針としており、配当と自己株式の取得を合わせた総還元性向の中長期的な基準を70%としております。

当期の期末配当につきましては、この方針に基づき以下のとおりとさせていただきたいと存じます。これにより、当期の年間配当金は、先に実施しました中間配当金26円を含め、54円となります。また、当期は本期末配当とは別に総額2,926百万円の自己株式取得を実施しており、総還元性向は61.1%となります。

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金28円
なお、この場合の配当総額は2,325,253,896円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年3月31日といたしたいと存じます。

ご参考 株主還元の推移



注1：第72期の総還元性向の算定においては、DCIの完全子会社化に伴う特別利益（段階取得に係る差益）を親会社株主に帰属する当期純利益から控除しております。

注2：第73期の総還元性向の算定においては、第72期のDCIの完全子会社化に伴う特別利益（段階取得に係る差益）で増加したのれん償却額（年度相当額）及びイエガーの減損損失額を親会社株主に帰属する当期純利益に加算しております。

注3：第74期の総還元性向の算定においては、第72期のDCIの完全子会社化に伴う特別利益（段階取得に係る差益）で増加したのれん償却額（年度相当額）及びDCIの減損損失額を親会社株主に帰属する当期純損失に加算しております。

取締役6名選任の件

取締役6名全員が本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	候補者属性		
1	なかにし えいいち 中西 英一	代表取締役社長執行役員	再 任		
2	なかにし けんすけ 中西 賢介	代表取締役副社長執行役員	再 任		
3	すずき まさたか 鈴木 正孝	取締役専務執行役員	再 任		
4	のながせゆうじ 野長瀬裕二	社外取締役	再 任	社 外	独 立
5	あらかき ゆきこ 荒木由季子	社外取締役	再 任	社 外	独 立
6	しおみ ちか 汐見 千佳	社外取締役	再 任	社 外	独 立

候補者番号 1

なかにし えいいち
中西 英一

再任

生年月日

1964年8月11日生

所有する当社株式の数

2,802,500株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1990年 7 月 当社 入社
1993年10月 当社 取締役副社長
2000年 5 月 当社 代表取締役社長
2004年11月 NSK EURO HOLDINGS S.A. 代表取締役社長（現任）
2010年 3 月 当社 代表取締役社長執行役員（現任）

取締役候補者とした理由

長年にわたり当社グループの経営を牽引し、豊富な経験と実績を有しています。引き続き経営手腕を発揮し、持続的な企業価値向上への貢献を期待できることから、取締役候補者といたしました。

候補者番号 2

なかにし けんすけ
中西 賢介

再任

生年月日

1965年11月26日生

所有する当社株式の数

2,774,200株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1989年 7 月 株式会社コパル（現ニデックプレジジョン株式会社）入社
1994年 2 月 当社 入社
1994年 4 月 当社 専務取締役
2004年11月 NSK EURO HOLDINGS S.A. 取締役（現任）
2010年 3 月 当社 代表取締役副社長執行役員（現任）

取締役候補者とした理由

長年にわたり当社の各部門の運営や経営に携わり、豊富な経験と実績を有しています。引き続き当社の経営への貢献を期待できることから、取締役候補者といたしました。

候補者番号3

すずき まさたか
鈴木 正孝

再任

生年月日

1951年2月19日生

所有する当社株式の数

11,200株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1973年4月 オリンパス株式会社 入社
 2002年6月 同社 執行役員
 2005年4月 Olympus Europa Holding GmbH 代表取締役社長
 2005年6月 オリンパス株式会社 取締役
 2008年6月 同社 専務執行役員
 2009年4月 Olympus(China)Co.,Ltd. 董事長
 2011年4月 Olympus Corporation of Asia Pacific Limited 董事長・総経理
 2012年6月 当社 グローバル経営戦略室長
 2014年4月 当社 執行役員 歯科海外営業本部 東アジア・中国営業統括部長
 2015年1月 当社 執行役員 メディカル本部長、歯科海外営業本部東アジア営業統括部長
 2018年4月 当社 執行役員 メディカル事業、歯科東アジア・オセアニア営業担当
 2020年3月 当社 取締役専務執行役員 メディカル事業、歯科東アジア・オセアニア営業担当
 2022年5月 当社 取締役専務執行役員 サージカル事業、歯科東アジア・オセアニア営業担当（現任）

取締役候補者とした理由

前職を含め、医療機器メーカーの海外事業部門における豊富な経験と見識及び実績を有しており、当社の経営への貢献を期待できることから、取締役候補者といたしました。

候補者番号4

のながせ ゆうじ
野長瀬裕二

再任

社外

独立

生年月日

1961年6月24日生

所有する当社株式の数

0株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2005年9月 国立大学法人山形大学大学院理工学部研究科 教授
 2009年3月 当社 社外監査役
 2014年3月 当社 社外取締役（現任）
 2015年6月 株式会社川金ホールディングス 社外取締役（現任）
 2016年4月 摂南大学経済学部 教授（現任）
 2018年6月 一般社団法人首都圏産業活性化協会 会長（現任）
 2022年4月 摂南大学地域総合研究所 所長（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、経営システム工学に関する専門知識を活かし、経営全般について提言いただくことにより、経営の健全性の維持及びコーポレート・ガバナンス強化に資することが期待できることから、社外取締役候補者といたしました。

募集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号5

あら き ゆ き こ
荒木由季子

再 任

社 外

独 立

生年月日

1960年12月13日生

所有する当社株式の数

0株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1983年 4月 通商産業省（現経済産業省） 入省
1998年 6月 同省 機械情報産業局 医療・福祉機器産業室長
2001年 4月 経済産業省 商務流通グループ博覧会推進室長
2003年 5月 同省 資源エネルギー庁 新エネルギー対策課長
2006年 7月 国土交通省 総合政策局 観光経済課長
2008年 7月 山形県副知事
2009年 5月 経済産業省 製造産業局 生物化学産業課長
2011年 8月 2012麗水国際博覧会日本政府代表
2012年12月 株式会社日立製作所 入社
法務・コミュニケーション統括本部 CSR本部長
地球環境戦略室室員
2014年 4月 同社 CSR・環境戦略本部長
日立製作所 ヘルスケア社（社内カンパニー）
ヘルスケア事業本部長
2015年 4月 同社 理事
法務・コミュニケーション統括本部 CSR・環境戦略本部長
日立製作所 ヘルスケア社（社内カンパニー） 渉外本部長
2018年 4月 同社 理事
グローバル渉外統括本部 サステナビリティ推進本部長
2020年 4月 国立大学法人長岡技術科学大学経営協議会委員（非常勤）
2020年12月 富士製薬工業株式会社 社外取締役
2021年 3月 当社社外取締役（現任）
2021年 4月 株式会社日立製作所 理事
グローバル渉外統括本部 副統括本部長
日立ヨーロッパ ベルギー支社長
2022年 6月 一般社団法人日本生活支援工学会 評議員
2023年 3月 TOYO TIRE株式会社 社外取締役（現任）
2023年 6月 公立大学法人国際教養大学 理事（非常勤）（現任）
ヒロセ電機株式会社 社外取締役
2025年 6月 インテグリカルチャー株式会社 社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長年にわたり行政に携わった豊富な経験と、CSR、環境戦略及びヘルスケアに関する幅広い知見を有しており、当社のサステナビリティの推進及びコーポレート・ガバナンス強化に資することが期待できることから、社外取締役候補者といたしました。

候補者番号6

しおみ ちか
汐見 千佳

再任

社外

独立

生年月日

1972年6月17日生

所有する当社株式の数

0株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1995年4月 富士フィルター工業株式会社 入社
2001年3月 同社 取締役
2003年6月 同社 常務取締役
2003年10月 同社 取締役副社長
2006年3月 同社 代表取締役社長（現任）
2014年9月 日本液体清澄化技術工業会 理事（現任）
2019年11月 中小企業政策審議会 中小企業経営支援分科会 取引問題小委員会委員
2020年6月 中小企業政策審議会 基本問題小委員会制度設計ワーキング 委員
2023年3月 当社 社外取締役（現任）
2023年4月 株式会社Fast Beauty 社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

グローバルに事業を展開するメーカーの経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。経営全般に対して多様な視点を活かした助言等をいただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。

注1： 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

注2： 野長瀬裕二、荒木由季子及び汐見千佳の3氏は社外取締役候補者であります。

注3： 野長瀬裕二、荒木由季子及び汐見千佳の3氏は、当社の社外取締役であります。各氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、野長瀬裕二氏が12年、荒木由季子氏が5年、汐見千佳氏が3年であります。

注4： 当社は、野長瀬裕二、荒木由季子及び汐見千佳の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。3氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

注5： 当社は、野長瀬裕二、荒木由季子及び汐見千佳の3氏と、会社法第425条第1項に定める金額を限度とする責任限定契約を締結しております。3氏の再任が承認された場合、同契約を継続する予定であります。

注6： 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、任期途中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

監査役 1 名選任の件

監査役 澤田雄二氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役 1 名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出については、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者名	略歴、地位及び重要な兼職の状況
やざき ひろなお 矢崎 弘直	1985年 4 月 株式会社ブリヂストン 入社
	1993年10月 太田昭和監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人） 入所
	1997年 4 月 公認会計士登録
	2006年 7 月 EY新日本有限責任監査法人 パートナー
	2024年 6 月 同監査法人 退所
	持田記念医学薬学振興財団 監事（現任）
	2024年 7 月 矢崎弘直公認会計士事務所開設 代表（現任）
	社外監査役候補者とした理由
	監査法人パートナーとしての経験に基づく財務・会計の高度な専門的知見に加え、医療機器業界への深い理解を有しており、実効性の高い監査が期待できます。なお、同氏は当社会計監査人の出身ですが、在籍中に当社の監査には一切関与しておらず、現在は独立して事務所を運営し当社と特別な利害関係もございません。客観的な立場から経営監視を適切に行えるものと判断し、社外監査役候補者としたしました。
新任	
社外	
独立	
生年月日	
1962年6月12日生	
所有する当社株式の数	
0株	

注1：候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

注2：矢崎弘直氏は社外監査役候補者であります。

注3：矢崎弘直氏は、2026年3月26日付けで株式会社ジーエヌアイグループの社外取締役役に就任する予定であります。

注4：矢崎弘直氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、当社は独立役員として同取引所に届け出る予定です。

注5：当社は、矢崎弘直氏が選任された場合には、会社法第425条第1項に定める金額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。

注6：当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。監査役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、任期途中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 取締役及び監査役のスキルマトリックス

本総会において第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役及び監査役の構成、並びに各人に期待する専門性・バックグラウンド（スキルマトリックス）は以下のとおりです。

	氏名	企業経営	グローバル	生産製造	研究開発	営業 マーケティング	財務会計	法務 コンプライアンス	ESG サステナビリティ	ICT・DX
取締役	中西 英一	○	○	○	○	○			○	
	中西 賢介	○	○	○	○	○				○
	鈴木 正孝	○	○		○	○	○	○	○	
	野長瀬裕二	○		○	○	○	○		○	
	荒木由季子	○	○			○		○	○	
	汐見 千佳	○	○	○		○				
監査役	播田 仁		○	○			○	○		
	馬來 義弘	○		○	○			○	○	
	矢崎 弘直		○				○	○	○	

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬内容の改定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2007年3月28日開催の第55期定時株主総会において、年額500,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）、また、2010年3月30日開催の第58期定時株主総会において、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を上記の報酬枠の範囲内で発行することについて、それぞれご承認いただいております。また、当社は、2023年3月30日開催の第71期定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）に基づき譲渡制限付株式取得の出資財産とするための報酬として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対して、上記の報酬枠の範囲内で金銭債権を支給し、年50,000株以内の当社の普通株式を発行又は処分すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間を3年間とすること等について、ご承認をいただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、対象取締役に、当社の中長期的な企業価値の向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることをより一層高めることを目的として、本制度の内容を以下のとおり改定したいと存じます。

具体的には、本制度に基づき対象取締役に対して付与される譲渡制限付株式の譲渡制限期間について、これまで「割当を受けた日より3年間」としていたものを「割当を受けた日から当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職する日までの間」に改定することとし、これに伴って、解除条件等についても必要な改定を加えることといたしたいと存じます。

以上のほか、2023年3月30日開催の第71期定時株主総会においてご承認いただいた本制度の内容の変更はありません。

また、本議案が原案どおり承認可決された場合、本制度に基づき付与済の譲渡制限付株式についても、同様の変更を行うこととしたいと存じます。

なお、現在の取締役は6名（うち社外取締役3名）ですが、第2号議案「取締役6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、引き続き、取締役は6名（うち社外取締役3名）となります。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、上記報酬枠の範囲内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名・報酬委員会の諮問を経て取締役会において決定することといたします。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年50,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場

合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。)といたします。なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」という。)を締結することを条件とします。

本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針(本議案の承認を条件とした変更後の方針をいいます。なお、当該方針の内容は、15頁及び16頁をご参照ください)その他諸般の事情を考慮した上で、指名・報酬委員会からの答申を得て決定されており、相当であると考えております。

また、本株主総会で本制度に関する議案が原案どおり承認可決された場合、当社の取締役を兼務しない執行役員に対しても同様の譲渡制限付株式報酬制度の改定等をする予定です。

【本割当契約の内容の概要】

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日から当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職する日までの間(以下「譲渡制限期間」という。)、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」という。)について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」という。)

(2) 退任又は退職時の取扱い

対象取締役が当社の取締役会が予め定める期間(以下「役務提供期間」という。)の満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除及び無償取得

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記(2)に定める任期満了、死亡その他の正当な理由により、役務提供期間が満了する前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限

が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間等を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以 上

株主総会会場ご案内図

栃木県鹿沼市下日向700番地
当社本社R&Dセンター「RD1」センターコート
電話 0289-64-3380



◆ 駐車場のご案内

- ・ お車でご越しの株主様は、ご案内図記載の駐車場をご利用ください。
- ・ お体の不自由な方は会場に近い駐車場をご案内いたしますので、正面ゲートにお越しください。